一般財団法人鹿児島市スポーツ振興協会の他団体行事に係る後援等に関する取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、行事に係る一般財団法人鹿児島市スポーツ振興協会（以下「協会」という。）の後援又は共催（以下「後援等」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 後援　行事の趣旨に賛同し、その開催を支援するため、協会の名義を使用させることをいう。

(2) 共催　行事の趣旨に賛同し、その開催を支援するため、協会が主催者の一員として行事の企画又は運営に参画することをいう。

（後援等の基準）

第３条　後援の対象となる行事は、次のいずれかに該当する行事であって、協会の事業を推進するうえで効果があると認められるものとする。

(1) 地域におけるスポーツ振興及びスポーツ大会等の開催・支援に関する事業

(2) 競技スポーツの振興に関する事業

(3) 青少年スポーツの促進及び団体の育成に関する事業

(4) スポーツに関する団体及び人材の育成に関する事業

(5) スポーツに関する情報発信に関する事業

(6) スポーツによる交流イベントの開催・支援に関する事業

２　共催の対象となる行事は、前項に規定する行事の中で、公共性が高く協会の事業を推進するうえで特に効果があると認められるものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する行事は、後援及び共催の対象としない。

(1) 公共の利益に反するもの

(2) 営利性又は商業宣伝（行事名に主催者名を冠する程度のものは除く。）の意図があるもの

(3) 政治性若しくは宗教性があるもの又は政治団体若しくは宗教団体が主催するもの

(4) 鹿児島市暴力団排除条例（平成２６年鹿児島市条例第４号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員の統制下にあるなどの団体が主催するもの

(5) 一つの流派等の催し又は同人的活動であるもの

(6) 個人が主催するもの

(7) 本市外で開催されるもの

(8) その他会長が不適当と認めるもの

（後援等の承認申請）

第４条　後援等の承認申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、「行事の（後援・共催）承認申請書」（様式第１）に「暴力団排除に関する誓約・同意書」（様式第１の２）、行事計画書等の必要書類を添えて、行事開催日の３０日前までに会長に提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

（後援等の承認の決定）

第５条　会長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、後援等を承認するときは「行事の（後援・共催）承認通知書」（様式第２）により、承認しないときは「行事の（後援・共催）不承認通知書」（様式第３）により当該申請者に対して通知するものとする。

（行事計画の変更等）

第６条　申請者は、行事計画の内容等に変更が生じた場合は、速やかに「行事の（後援・共催）変更届」（様式第４）を会長に提出しなければならない。

２　後援等の承認を受けた者で、申請と異なる行事内容等が認められた場合は、行事実施後、１４日以内に「行事の（後援・共催）変更実施報告書」（様式第５）を提出しなければならない。

（後援等の承認の取消等）

第７条　会長は、承認後において承認の基準又は条件に反する事実が判明した場合は、その承認を取り消すことができる。この場合において、会長は、当該承認を受けた者に対して、「行事の（後援・共催）承認取消通知書」（様式第６）により通知するものとする。

２　会長は、前項の規定による承認を取り消された者及び承認の基準又は条件に反する事実が認められた者が行うその後の行事については、後援等を行わないものとする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

３　後援等の承認の取消によって、承認を受けた者が損害を受けることがあっても、協会は一切その責めを負わないものとする。

付　則

この要領は、協会の設立登記の日から施行する。